

EHS NEWS FLASH

※法令等の内容全てを解説しているのではなく、独自の見解を含んでおり、その内容を保証するものではありません。

参考情報としてご利用頂き、法令等の内容解釈は、必ず原文にて確認し、各社の判断で対応して下さい。

(情報区分; a 化学物質)

(取得区分; 1 委員会報告情報)

1) 件名

- ・ ECHA が新たな SVHC として 8 物質の追加/修正を公表

2) 内容

- ・ 2018 年 1 月 15 日 ECHA (欧州化学物質庁) は、REACH 規則の新たな SVHC (高懸念物質) として、8 物質の Candidate List への追加/修正について公表した。
- ・ 追加/修正された SVHC (8 物質)
 - Benz[a]anthracene
 - Cadmium carbonate
 - Cadmium hydroxide
 - Cadmium nitrate
 - Chrysene
 - Dodecachloropentacyclo[12.2.1.16,9.02,13.05,10]octadeca-7,15-diene ("Dechlorane Plus" TM covering any of its individual anti- and syn-isomers or any combination thereof
 - Reaction products of 1,3,4-thiadiazolidine-2,5-dithione, formaldehyde and 4-heptylphenol, branched and linear (RP-HP) with $\geq 0.1\%$ w/w 4-heptylphenol, branched and linear (4-HPb1)
 - 4,4'-isopropylidenediphenol
Bisphenol A; BPA
- ・ BPA に関しては毒性の追加で、環境に影響を与える内分泌かく乱物質として追加された。今回は第 18 次で合計 181 物質となった。(新たな追加物質は 7 物質)

3) SEAJ コメント

- ・ 追加された SVHC を含む製品を扱う製造者や EU の輸入者は、以下の両方の条件に当てはまる場合、ECHA へ届出の義務が 6 か月後から発生します。
 - (1) EU へ輸出する高懸念物質の総重量が年間 1 トンを超えている
 - (2) SVHC が構成成形品の 0.1%以上含まれている
- ・ 追加された SVHC の対応に関しましては、各社の判断で行なってください。

4) 関連情報

- ・ SVHC の URL

<https://echa.europa.eu/candidate-list-table>